

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

大分厚生年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年5月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年12月1日に、資格喪失日に係る記録を39年5月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年12月19日まで

私と私の妻は、A社に入社し、昭和38年10月のB県で開催された新入社員研修で知り合った。私はA社B支店で勤務し、私の妻は同社C支店で勤務しており、私は昭和38年12月ごろに転勤し、同社C支店で勤務した。私はその後、昭和39年5月ごろに同社D支店に転勤となったため、私の妻は同社C支店を退職し、D県に転居した。D県で病院にかかった際、健康保険被保険者証を使用したことを覚えている。

私の妻にはA社に係る厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私に被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻、元上司及び同僚の具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間のうち昭和38年12月1日から39年5月26日までの期間において、A社C支店に勤務していたことが認められる。

また、前述の元上司は、「申立人はE職であり、社会保険に加入させていたと思う。社会保険の加入はA社本社一括で行っていた。」旨供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該上司

及び申立人と同職種であったとする同僚には、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険被保険者の資格取得日については、前述の同僚が、「申立人は私と同じ時期にA社C支店に入社してきた。」旨を供述していることから判断すると、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和38年12月1日と推認され、厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、前述の元上司及び同僚の具体的な供述などから判断すると、被保険者原票において、申立人の妻が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した39年5月26日と推認される。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代、同職種である同僚の昭和38年12月におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿において、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年12月から39年4月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和38年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人の妻は、「私の夫はA社B支店に勤務していた。私はB県で開催された新入社員研修で私の夫と知り合った。」旨供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社B支店に勤務していたとする複数の同僚は、全員が申立人を記憶していない上、申立人の妻が主張する集合研修についても記憶する者がいないことから、申立人の当該期間における同社B支店での勤務実態を確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和39年5月27日から同年12月19日までの期間について、申立人の妻は、「私の夫はA社D支店に勤務していたが、経営状況が悪くなってきたため、転職と同時期に退職した。」旨を供述しているが、同社D支店における同僚を確認することができず、申立人の同社D支店での勤務状況等について供述を得ることができない上、申立人の転職先であ

るF社に照会しても、関係者の連絡先が不明のため、申立人の当該期間における同社D支店での勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和38年10月1日から同年12月1日までの期間及び39年5月27日から同年12月19日までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を52万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 11 日
② 平成 18 年 7 月 10 日

ねんきん定期便で確認したところ、A社に勤務した期間の標準賞与額のうち、平成17年7月11日と18年7月10日に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録が確認できなかった。社会保険事務所（当時）に確認したところ、両申立期間の標準賞与に係る記録について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

両申立期間の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成17年及び18年の源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、17年7月11日及び18年7月10日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料の控除額から、平成17年7月は52万円、

18年7月は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月17日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 15 日から 42 年 1 月 29 日まで
② 昭和 42 年 2 月 21 日から 44 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 1 日から 47 年 2 月 21 日まで

私は、A社退職後、B社本社に入社し、その後、同社本社から同社C事業所に異動した。B社を退職するときは脱退手当金の説明を受けた記憶はなく、何か書類を書いた覚えもないにもかかわらず、脱退手当金を受給したことになる。

脱退手当金を受給した記憶がないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後3年間に脱退手当金の受給要件を満たしている女性は65人(申立人を含む。)いるところ、このうち脱退手当金を受給している者は3人(申立人を含む。)と少なく、全喪時の取締役は、「個人的に退職のあいさつに来た従業員に対しては、脱退手当金を受給しないように伝えていた。」と供述している上、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる総務事務担当者は、「会社は脱退手当金の説明をしていなかったと思う。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された昭和47年9月13日より前の同年4月*日に入籍し、改姓しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退

手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金支給額は法定支給額と1万7,798円相違しており、相違額が発生した原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月1日から同年9月1日までの期間及び21年4月1日から22年3月27日までの期間については、船員保険被保険者であったことが認められることから、A事業所における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を20年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日、資格取得日に係る記録を21年4月1日、資格喪失日に係る記録を22年3月27日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年7月及び同年8月の期間の標準報酬月額を160円とし、21年4月から22年2月までの期間の標準報酬月額を180円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から21年4月1日までの期間の船員保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日（昭和20年7月1日）に係る記録を20年4月1日に訂正するとともに、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月1日）及び資格取得日（昭和21年4月1日）を取り消し、当該両期間の標準報酬月額を160円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同年9月1日から21年4月1日までの期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月20日から22年3月27日まで

私は、昭和19年9月ごろにB社（後の、C社）に採用され、D市にあった同社の寮において船員養成訓練を受けており、その後、E軍に徴集され現役満期となった20年9月以降の期間については、C社から乗船命令が来るのを待っていた。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和20年7月1日から同年9月1日までの期間について
申立人は、当該期間について、「B社の寮に入っているとき召集令状が来て応召した。」と供述しており、F機関から提出された申立人に係る履歴書によれば、申立人が当該期間においてE軍に徴集されていたことが確認できる。ところで、軍に徴集されている者については、昭和20年4月1日以降、当時の船員保険法第60条の2の規定により、船員保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入することとされており、申立人がE軍に徴集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって徴収する権利が消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間であると考えられる。

当該期間の標準報酬月額については、同僚の昭和20年4月のC社に係るオンライン記録から160円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年3月27日までの期間について

申立人は、当該期間において、「船舶に乗り組んではないが、C社から解雇通知は受け取っていない。引き続き乗船命令が来るのを待っていた。」旨を供述しているところ、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が昭和20年4月1日に開始されている。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿において、名前の「G」が「H」と記載されているものの、姓及び生年月日が一致する記録（資格取得日は昭和21年4月1日及び同年10月1日）が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が一緒に勤務していたと供述している複数の同僚の氏名も確認できることなどから、当該被保険者記録は申立人の被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、前述の被保険者名簿において、船員保険被保険者資格の喪失日に係る記載は確認できないが、前述の申立人の供述等を総合的に判断すると、申立人に係る船員保険被保険者の資格喪失日は、昭和22年3月27日であると認められる。

当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のC社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、180円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間について
勤務時期、勤務場所及び業務内容に係る申立人の供述が、当該期間当時に同一場所において同一業務に従事していたとする同僚の供述とほぼ一致していることから判断すると、申立人が、当該期間において、B社に勤務して

いたことが認められる。

また、すべての申立期間当時、B社の所有する船舶は、A事業所に管理されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、「D市にあったB社の寮に入り、船員養成訓練を受け乗船命令を待っていた。」旨を主張しているところ、前述の同僚は、「申立人に係る記憶は無いが、当該期間当時、私もB社の寮に入っていて、2か月から3か月間、船員養成訓練を受けていた。乗船命令により最初に乗り組んだのはB社が所有する船舶Iであり、同船舶がJ港に寄港しているとき爆弾が投下された。」と供述しており、当該同僚については、予備船員を船員保険の被保険者とする制度が開始された昭和20年4月1日を船員保険被保険者の資格取得日とする船員保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、B社に予備船員として勤務し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、前述の同僚の昭和20年4月のC社に係るオンライン記録から160円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

4 申立期間のうち昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間について

前述のとおり、予備船員を船員保険の被保険者とする制度は、昭和20年4月1日に開始されており、申立人は、「E軍を現役満期となった後、故郷であるK県L市に所在した私の叔母の家に帰った。C社から解雇通知は受け取っていない。C社に入社するまで同居し、当時、M県に居住していた私の両親からも、同社からの通知について何も連絡は無かった。アルバイトをしながらC社から乗船命令が来るのを待っていた。」と供述している。前述の事情を含めて考慮すると、申立人は、当該期間において、予備船員として継続してC社に在籍し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、前述の同僚の昭和20年4月のC社に係る記録から160円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取

得届及び喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から21年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間のうち昭和19年11月20日から20年4月1日までの期間について

申立人は、当該期間について、「寮で船員養成訓練を受けていた。船舶には乗り組んでいない。」と供述しているところ、前述のとおり、予備船員を船員保険の被保険者とする制度が昭和20年4月1日に開始されており、当該期間当時、予備船員については船員保険の被保険者ではなかったことが認められる。

また、申立人は、当該期間につき厚生年金保険の加入についても主張しているが、C社N事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚について、氏名は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険及び厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和20年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月3日から19年6月1日まで
② 昭和20年10月1日から同年12月1日まで

社会保険庁(当時)の記録によると、私のA社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和19年6月1日から20年10月1日までの期間となっている。しかしながら、私が所持している在職証明書には、「自昭和18年1月 至昭和20年11月の間」在職していたことが記載されているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について

申立人の供述及び申立人が所持している昭和39年5月9日に発行され、A社B事業所長の証明が確認できる在職証明書に「自昭和18年1月 至昭和20年11月の間」の記載が確認できることから判断すると、申立人が、申立期間②において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立事業所を退職した契機について、「終戦後外地から復員した者を会社が受け入れるため、会社は我々に退職勧奨を行った。」旨供述している。この点に関して、申立期間②当時、A社B事業所が提出した「預り名簿」に氏名が確認できる同僚の中に「終戦後2か月から3か月を経過したころ、会社から整理解雇を言い渡された。整理解雇は1次から3次までの機会があり、私は3次の整理解雇で退職した。」旨供述している者がい

るところ、当該同僚は厚生年金保険の被保険者資格を昭和20年12月1日に喪失していることが確認できる。

さらに、前記の「預り名簿」において、申立人が記録されている欄の前後の600人について検証したところ、昭和20年12月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は52人いることが確認できる。

加えて、申立人が、「C職として両申立期間において一緒に勤務した。」とする同僚は、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格を昭和20年12月1日に喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から判断すると、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿において、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について

申立人の供述及び申立人が所持している昭和39年5月9日に発行され、A社B事業所長の証明が確認できる在職証明書に「自昭和18年1月至昭和20年11月の間」の記載が確認できることから判断すると、申立人が申立期間①において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人はA社B事業所において「C職として勤務した。」と供述しているところ、申立人が同じくC職として勤務していたとする複数の同僚は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人の被保険者種別に係る記載欄に昭和19年6月1日から20年10月1日までの期間について「外」と記載されていることが確認でき、当該記載内容から判断すると、申立人が「坑内員」ではなく、一般職員として取り扱われていたことがうかがえるところ、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険

法は、昭和17年1月に施行された後、適用準備期間を経て同年6月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、鉱物の採掘又は採取の事業など一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、一般職員として取り扱われていた申立人は、18年1月3日から19年5月までの期間において、同法の被保険者の対象ではなかったことが認められる。

さらに、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明のため、保険料控除を確認できる賃金台帳等の関連資料及び事業主からの供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額 41 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額と異なっていた。申立期間当時の給与明細書を保管しており、保険料控除額も確認することができるので、調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持する平成 8 年 4 月から同年 8 月までの給与明細書から、この間、申立人は、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額 20 万円よりも高い標準報酬月額（41 万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。また、平成 8 年 9 月についても、申立人は給与明細書を所持していないが、その前後の月における給与明細書上の保険料控除額が 3 万 5,000 円であることから、申立人は、厚生年金保険料として 3 万 5,000 円を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

上記の事実を前提に、申立期間に係る標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が、「在職中に標準報酬月額が低額であることに気づき、事業主に修正を申し出た。」と供述しており、オンライン記録から、平成8年10月及び9年10月の算定に係る標準報酬月額が増額訂正されていることが確認できることから、事業所が申立人に係る標準報酬月額を低く届け出たことを認識していた可能性も否定できないものの、事業主から供述が得られておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 632

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和36年8月30日、資格喪失日は40年9月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和36年8月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から39年6月までは1万4,000円、同年7月から同年9月までは2万円、同年10月から40年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月ごろから40年9月ごろまで

私は、申立期間においてA社にB職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日の一部が相違する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和36年8月30日、資格喪失日が40年9月30日）が確認できる。

さらに、複数の同僚から、「申立人とは申立期間当時、一緒に勤務していた。申立人と同姓同名の従業員は申立人以外にはいなかったと思う。」旨の供述が得られているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の未統合記録以外に申立人と同姓同名の記録を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人のものであり、申立人が勤務したA社では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和36年8月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から39年6月までは1万4,000円、同年7月から同年9月までは2万円、同年10月から40年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

2 しかしながら、申立人の記録であると認められる上記期間については、オンライン記録では、脱退手当金が支給されたことが確認できる。

このことについて、申立人は、「A社に係る脱退手当金については受給していない。」旨主張していることから、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前後2年間に同資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たした39人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む18人が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、元同僚に照会したところ、「事業所は脱退手当金の請求手続を代行してくれていた。」、「事業所は脱退手当金に関する説明を行っていた。」旨の供述が得られており、資格喪失日が同一ではないにもかかわらず、支給決定日が同一である者が複数見受けられることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月半後の昭和40年12月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月22日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成18年12月の標準賞与に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

平成18年12月にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及びB市が発行した「平成19年度市民税・県民税所得・税額証明書」から、申立人は、平成18年12月22日にA社から賞与(16万5,000円)の支払いを受け、

厚生年金保険料（1万1,788円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」における厚生年金保険料の控除額から、16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月15日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月22日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成18年12月の標準賞与に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

平成18年12月にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及びB市が発行した「平成19年度所得・税額証明書」から、申立人は、平成18年12月22日にA社から賞与(22万円)の支払いを受け、厚生年金保険料(1万

5,717円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」における厚生年金保険料の控除額から、21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月15日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月22日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成18年12月の標準賞与に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

平成18年12月にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及びB市が発行した「平成19年度市民税・県民税所得・税額証明書」から、申立人は、平成18年12月22日にA社から賞与(26万5,000円)の支払いを受け、

厚生年金保険料（1万8,932円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」における厚生年金保険料の控除額から、25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月15日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月22日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成18年12月の標準賞与に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

平成18年12月にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及びB市が発行した「平成19年度市民税・県民税所得・税額証明書」から、申立人は、平成18年12月22日にA社から賞与(24万円)の支払いを受け、厚生年

金保険料（1万7,146円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、「平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」における厚生年金保険料の控除額から、23万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月15日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
② 昭和 45 年 2 月 28 日から 46 年 1 月 14 日まで
③ 昭和 46 年 5 月 26 日から 47 年 3 月 10 日まで
④ 昭和 48 年 10 月 5 日から 49 年 12 月 2 日まで

申立期間①については、A事業所に私の父の紹介で勤務しており、社会保険にも加入していたと思う。店の屋号は「B」であったと記憶している。申立期間②については、C社に勤務しており、同社では厚生年金保険に加入していた記憶がある。申立期間③については、D市E区のF社（現在は、G社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間④については、H事業所（I社に名称変更し、現在は、J社）に勤務していた。

社会保険事務所（当時）に照会したところ、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができなかった。勤務したのは間違いないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、A事業所は昭和 38 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿において、申立事業所の関連会社であるK社（現在は、L社）は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していた

ことが確認できるところ、申立人が、申立期間①当時一緒に勤務していたとする複数の同僚は、K社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、全員が昭和45年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該複数の同僚は、「当時、A事業所は社会保険に加入している事業所ではなかったため、A事業所の職人は厚生年金保険の被保険者でなかったと思う。」、「A事業所に入社した当時、厚生年金保険に加入していなかった。その後、昭和45年ごろにK社の従業員として厚生年金保険に加入したことを覚えている。」旨それぞれ供述している。

さらに、L社は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、事業主から申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について確認できる供述、関連資料を得ることができない。

加えて、K社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶している同僚のうち、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは、当該事業所に係る商業登記簿で当時役員となっていた者のみであり、それ以外の役員でない者(申立人を含む。)については、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、当該事業所において当時事務を担当していたとする者は、「申立人をM職ではなくN職として雇い入れしており、N職については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がF社においてO職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿において、F社は昭和47年1月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③のうち、同日

から同年3月10日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「F社は、O職を雇用する際に3か月間の試用期間を設けていた。」旨供述しているところ、申立人が記憶している同職種の同僚については、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の被保険者記録において、厚生年金保険被保険者と雇用保険被保険者の資格取得日が一致していないことから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、上記同僚らは、「当時、事業所は主要取引先を競合企業に奪われ、事業存続の危機に見舞われていた。」旨を供述しているところ、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚を含む13人が昭和46年9月24日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているとともに、同年11月21日付けで3人が同資格を喪失し、同日から、F社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる47年1月5日までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは一人のみであることが確認できる。

加えて、G社の事業主は、当時の関連資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡しており、勤務実態及び保険料控除等について確認できる関連資料、供述を得ることはできない。

なお、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がH事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、I社は、事業所番号等索引簿では昭和58年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間④当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、J社の事業主からの回答によると、「H事業所は私の父が個人で経営していた会社であり、当社がI社として法人化（商業登記簿謄本によると、法人化されたのは昭和58年3月10日）する以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述している。

また、I社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和58年4月1日以前から当該事業所で勤務していたとする複数の者は、「H事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間については、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。」旨供述をしているところ、オンライン記録から、当該

同僚は、同年4月1日以前にH事業所で勤務していたとする期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 626

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社でB業務を、申立期間②及び③はC社でD業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A社は、「当社は、当時の会計資料を保管しているが、昭和 53 年 11 月 30 日に初めて社会保険料に係る記載がされており、同日以前の期間において厚生年金保険料を含む社会保険料の記載は確認できないので、申立期間①について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 53 年 10 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、昭和 56 年 10 月 26 日から 58 年 3 月 31

日までの期間において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和57年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の被保険者原票及び雇用保険の被保険者記録において、申立人と同じ昭和57年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と雇用保険被保険者資格の取得日が一致していないことが確認できるところ、当該同僚の一人は、「C社では、試用期間があった。」旨供述していることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和58年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、当該資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録における離職日である同年3月31日と符合していることも確認できる。

また、申立人は、「離職後、求職者給付（基本手当）を受給した。」と供述しているところ、雇用保険の記録では昭和58年6月8日に求職者給付（基本手当）の申込みを行い、同年7月15日から59年1月10日までの期間において求職者給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月21日から33年8月1日まで
② 昭和55年1月1日から59年1月1日まで

申立期間①に勤務したA社には、B職業安定所の紹介で入社した。申立期間②に勤務したC社には、私の友人の紹介で入社した。

ねんきん特別便において確認したところ、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無かった。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる、申立人が記憶している複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録、及び申立人に係る申立期間①前後の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に勤務していたのは、昭和32年4月から33年8月までの期間であることがうかがわれるものの、申立人を記憶する同僚あいまいがない上、申立人は勤務期間に係る当時の記憶が曖昧であり、勤務期間を特定することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶している上記同僚の中には、昭和32年4月から33年8月までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が認められるものの、当該同僚は既に死亡又は所在不明であり、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない。

さらに、A社は法人登記簿に登録された所在地に既に存在しておらず、連絡先不明であり、事業主からの回答も得られないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除等について確認できる関連資料、供述を得ることができない。

加えて、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録

は確認できない上、申立期間①における健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間②のうち、昭和56年10月1日から58年5月20日までの期間において、当該事業所に勤務していたことが認められるものの、当該期間を除く申立期間②のうち、55年1月1日から56年9月30日までの期間及び58年5月21日から59年1月1日までの期間については、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、昭和56年7月時点におけるC社の従業員名簿を所持しているが、当該名簿に氏名のある従業員23人のうち10人には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、事業主は、「当社は26年前に倒産し、当時の書類は無いが、当該10人については厚生年金保険被保険者資格の取得届を提出していなかったと思う。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和42年7月22日に国民年金に任意加入し、申立期間②において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②における健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 628

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月1日から38年12月1日まで
② 昭和39年3月1日から41年12月1日まで

私の子が産まれる数年前にA社に入社し、14年から15年間において勤務した。社会保険事務所（当時）に照会したところ、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務したことは推認できるものの、申立人の勤務時期に係る記憶が曖昧である上、同僚の供述からも勤務時期を特定することができない。
- 2 両申立期間のうち、昭和30年から35年までの期間について、申立人は、「B職としてC業務に従事していた。一緒に勤務していた同僚を記憶している。」旨供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶している同僚の氏名は確認できない。
- 3 両申立期間のうち、昭和36年から38年までの期間について、申立人は、「昭和36年ごろからA社の社宅に入居し、D業務に従事するようになった。この業務は、昭和38年ごろまで続いた。」旨供述しており、前述の被保険者名簿において、申立人は38年12月1日から39年3月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人を覚えていた同僚の一人は、「申立人がA社の作業場で勤務していた期間は長い期間ではなく、D業務に従事していたが、途中で、事業主が個人的に行っていたE業務に変更していた。当時、A社の業務は、出入りが激しい業務だった。」旨供述しており、申立人の主張どおりの勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることができない。

- 4 両申立期間のうち、昭和 38 年から 41 年ごろまでの期間について、申立人は、「昭和 38 年ごろから E 業務に従事するようになった。給与は事業主が不定期に自宅まで持参してくれていた。」旨供述しているところ、申立人を記憶する前述の同僚は、「E 業務は、事業主が A 社の事業とは別に個人的に行っていた事業であり、同社から給与が支払われていたわけではなく、E 業務に変更したとされる以降の期間については、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨供述しており、申立人を記憶する別の同僚は、「申立人は、A 社を退職した後、E 業務に従事していたと思う。」旨供述している。
- 5 適用事業所名簿において、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、両申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料、供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 7 日から 61 年 11 月 10 日まで
私は、昭和 60 年 4 月に私の父が経営する A 社で勤務を開始したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間において、申立人が A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録において、申立人は昭和 61 年 11 月 10 日に A 社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該資格取得日は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における資格取得日と一致している。

また、適用事業所名簿において、A 社は、平成 11 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元代表取締役等に照会した結果、「申立人の申立期間に係る人事記録、賃金台帳等の関連資料は保管していない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年ごろから 20 年 8 月ごろまで

私は、昭和 18 年の終わりごろから 20 年の終戦前ごろまでの期間において、A 県の B ビル 5 階に所在していた C 社 D 事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において C 社 D 事業所に勤務していたと申し立てているところ、適用事業所名簿において、同社及び同社 D 事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、C 社については、E 図書館及び F 図書館に照会した結果によると、申立期間当時、G 国（現在は、H 国）に所在していたことは推認できるものの、同社 D 事業所については確認することができず、法務局においても同社 D 事業所に係る登記は確認できない。

なお、申立人は、C 社 D 事業所について、A 県の B ビル 5 階に所在していたと申し立てているところから、同ビルに関係する I 社及び J 社に対して照会をなしたが、両社からは、「C 社については不明である。」との回答がなされている。

さらに、申立人は同僚等についても記憶していないが、E 図書館及び F 図書館に照会した結果、申立期間当時、G 国に所在していたことが推認される C 社の代表取締役が判明したものの、申立期間当時、同代表取締役の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。このように、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関係者は見受けられない。

加えて、申立人は、「昭和18年の終わりごろから20年の終戦前ごろまでの期間において、勤務していた。」と申し立てているが、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、昭和17年1月に施行された後、適用準備期間を経て同年6月から保険料の徴収が開始されているところ、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、女子は対象ではなかった上、19年6月に施行された厚生年金保険法において、同年6月から同年10月までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められていることから、申立人は、申立期間のうち、18年から19年10月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「C社はK業務を行っていた会社であった。」と申し立てているが、E図書館及びF図書館に照会した結果、申立期間当時、C社と名称が類似するL社がG国に所在していたことが推認されるものの、適用事業所名簿において、L社及び同社M事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、法務局においても同社M事業所に係る登記は確認できない。ちなみに、申立期間当時、L社の代表取締役の厚生年金保険の被保険者記録も確認することができない。

大分厚生年金 事案 639 (事案 278 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年5月1日まで

私は、昭和37年に役員としてA社の設立に加わり、当初から同社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が他の役員と相違しているため、訂正してほしい旨を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は必要ないとされたことに納得できない。

今回、再申立てにあたり、新たな資料として提出する昭和47年3月から同年5月までの期間に係る給与支払明細書の写しにおいて、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるが、同年は病気のため休暇を取得していた期間であり、申立期間中の38年にも3か月間から5か月間の期間において、病気のため休暇を取得していたことから、申立期間についても同様に厚生年金保険料を給与から控除されていたはずである。

また、私は、会社と裁判で争った経緯があり、会社は信用できないので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立と同一申立期間にかかる申立については、i) 適用事業所名簿において、A社は昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は同社が設立された37年ごろに勤務していたことは推認できるものの、申立期間当時に勤務していたことを推認することができないこと、ii) 雇用保険の被保険者記録において、申立人は同社において39年4月21日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は39年5月1日であり、オ

ンライン記録と一致している上、当該資格取得日に係る事務処理が同年5月14日に行われていることなど、さかのぼって訂正されたなど不自然な形跡は認められないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月28日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

ところで、申立人は、今回新たな資料として昭和47年3月から同年5月までの期間に係る給与支払明細書の写しを提出している。当該給与支払明細書の写しでは、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるとともに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和47年3月については、傷病手当金が支給されていることも確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認をすることができず、推認することもできない。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で雇用保険記録が確認できる者についても、厚生年金保険と雇用保険の記録はほぼ一致していることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿において、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月 1 日から 1 年間において、A 事業所（現在は、B 事業所）で C 職として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A 事業所で C 職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所は、事業所番号等索引簿から、申立期間を含む昭和 38 年 4 月 1 日から 53 年 12 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、B 事業所は、申立期間当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶する複数の同僚について、申立期間当時における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。